

働く上で必要な日本語研修事業に係る質問及び回答

	質 問	回 答
1	契約書（案）第3条について、 ・「主要な部分」とは、どこからどこまでを指すのでしょうか？ ・「あらかじめの承諾を得る」のは、いつ、どのように承諾を得るのでしょうか？	本事業全体を一括して再委託することは認められませんが、受託事業者の管理のもと、例えば、「カリキュラムの作成」、「講師」、「チラシ作成」など、部分的に外部に依頼して行うものは一括再委託には当たらないので、この条文に抵触するものではありません。 「主要な部分」とは、カリキュラム・教材の作成、研修の実施、広報までを考えており、それらを一括再委託することは認められません。 再委託を予定されている場合は、企画提案書の実施体制に、再委託する予定の業務と再委託先を明記していただくようお願いします。 再委託の承認は、契約後に必要に応じて、書面で申請していただきます。
2	仕様書「6 成果物」として、「研修カリキュラム」、「研修で使用した教材」とあるが、これらには自社のノウハウが含まれる場合があるが、公開されるか。	事業の実施内容について県が確認するために提出していただくものです。第三者に広く公開する予定はなく、他事業への引継ぎも行いません。
3	募集要領「6 応募方法等」(2)ア 提出書類について (1) 入札参加資格者名簿への登載の審査申請の際に、提出・確認されているものが含まれるが、省略できるか。 (2) 過去5年間に実施した同種事業の実績等がわかるもの、とは契約書であれば、全ページの写しが必要か。	(1) 改めて確認するため、提出をお願いします。 (2) 例えば、契約書の1枚目において、「事業名」、「契約者名」、「日付」等が確認できるのであれば、1枚目の写しをご提出いただければ結構です。